

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成21年
12月4日
(金曜日)

目次

規則	山口県中山間地域振興条例第二条第六号の規則で定める区域を定める規則の一部を改正する規則(中山間地域づくり推進室).....	一
告示	土地改良事業施行の同意(農村整備課).....	一
	保安林の指定(長門市)(森林整備課).....	一
	道路の区域の決定(道路整備課).....	二
	急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....	二
公告	大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....	三
	大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課).....	三
	大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課).....	三
	大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定による意見書の提出(商政課).....	四
	公共測量の実施(監理課).....	四
	公安委規程	四
	山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程	四
	公安委告示	四
	警備員等の検定の実施.....	七



山口県中山間地域振興条例第一条第六号の規則で定める区域を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月四日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第七十六号

山口県中山間地域振興条例第二条第六号の規則で定める区域を定める規則の一部を改正する規則

山口県中山間地域振興条例第二条第六号の規則で定める区域を定める規則(平成十八年山口県規則第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第一号中「厚狭郡」の下に「王喜村及び」を加え、「及び川棚村」を、「黒井村、川棚村及び小串町」に改め、第六号中「及び周防村」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第四百五十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第一項の規定により、市町が行う土地改良事業の施行について次のとおり同意した。

平成二十一年十二月四日

山口県知事 二井 関成

市町名	施行地区	事業の種類	同意年月日
萩市	須佐地区	かんがい排水	平成二一、一一、二四

山口県告示第四百五十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十一年十二月四日

山口県知事 二井 関成

一 保安林の所在場所

長門市油谷河原字洗川六九六の一、六九六の二、六九六の五、六九六の七、六九六

の一〇、六九七の一、六九七の二、六九七の四、字岡田ケ浴七四六の一、七四六の一六、字中串刈七五六の一、字大掛七五七の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済振興部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

市経済振興部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

長門市三隅上字後山一三六の一、一三六の四、一三六の三〇(次の図に示す部分に限る。)、字長尾一四〇、一四二の一、一四二の二、一六三、三五六〇、三五六一、三五六五、字小太郎一八二、一八三、字着二〇九の九、字僧都二四五、字船ケ迫二八七、二八八の一、字黒岩三三八、三三三、三九二、一六一三、字荒平一七六四の一、三隅中字大久保八七五の一、八七五の七から八七五の九まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済振興部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、平成二十一年十二月四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月四日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
路線名 南岩国尾津線
道路の区域

区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
岩国市南岩国町二丁目六〇四の五地先から 同市尾津町二丁目四九七の一〇地先まで	最狭二二〇・一 最広二一六・八	一、三三三・〇		

山口県告示第四百五十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十一年十二月四日

山口県知事 二井 関成

一 区域の名称
砂畑(1)地区
二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた区域

郡	名	町	名	大字	名	字	名	地	番	標柱番号
大島郡	周防大島町	東安下庄	江ノ口	七七六の三	一号					

" " " " "
" " " " "
" " " " "
" 江 " " 砂 ノ 口 畠
三七〇の一 七六三 七六〇の五 七七六の一四 七七六の三
二号 三号 四号 五号 六号



(三六七) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、平成二十一年十二月四日から平成二十二年四月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
 平成二十一年十二月四日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 明屋書店MEGA大内店
 所在地 山口市大内御堀一六八の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社山口明屋書店 愛媛県松山市湊町四丁目一九 安藤 大三
 三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗の名称	変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
明屋書店MEGA大内御堀店		明屋書店MEGA大内店	

- 四 届出年月日
 平成二十一年十一月十六日
- 五 変更年月日
 平成二十一年十一月十六日

(三六八) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十一年十二月四日から平成二十二年四月五日までの間、山口県商工労働部商政課並びに岩国市農林経済部商工課及び岩国市周東総合支所において公衆の縦覧に供します。
 平成二十一年十二月四日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 (仮称) ザ・ビッグ周東店
 所在地 岩国市周東町下久原四七四の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市北条口四丁目四 藤本 昭
 式会社
- 三 変更に係る事項
 駐輪場の位置
- 四 届出年月日
 平成二十一年十一月十六日
- 五 変更年月日
 平成二十一年十一月二十一日

(三六九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十一年七月十四日山口市公告(二二二)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。
 当該意見は、平成二十一年十二月四日から平成二十二年一月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
 平成二十一年十二月四日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ヒマラヤ新下関店
所在地 下関市伊倉新町五丁目五〇〇九
- 二 意見の概要

交通に係る事項、騒音の発生に係る事項、街並みづくり等について配慮を求める。

(三七〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十一年七月十七日山口県公告(二二六)に係る大規模小売店舗について次のとおり長門市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十一年十二月四日から平成二十二年一月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び長門市経済振興部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年十二月四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ホームプラザナフコ長門店新館
所在地 長門市東深川七六二の一
- 二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三七一) 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定による意見書の提出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第二項の規定により、平成二十一年七月十四日山口県公告(二二二)に係る大規模小売店舗について次のとおり意見書の提出がありました。

当該意見書は、平成二十一年十二月四日から平成二十二年一月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年十二月四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ヒマラヤ新下関店

- 所在地 下関市伊倉新町五丁目五〇〇九
- 二 意見の概要

騒音の発生に係る事項等について配慮を求める。

(三七二) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十一年十二月四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 作業の種類
公共測量(基準点測量及び地形測量)
- 二 作業の地域
萩市三見、下松市大字山田及び長門市三隅中
- 三 作業の期間
平成二十一年十月二十六日から平成二十二年三月十九日まで



山口県公安委員会規程第四号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十一年十二月四日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程(平成元年山口県公安委員会規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の四十三の表第五条の三第四項の項を次のように改める。

第5条の3第4項 〔準用〕 第9条の14第3項	猟銃等講習会（年少射撃資格講習会）開催事務の一部委託
-------------------------------	----------------------------

別表第一の四十三の表第五条の四第二項の項の次に次のように加える。

第5条の5第1項	技能講習の実施
第5条の5第4項	技能講習開催事務の一部委託

別表第一の四十三の表第九条の十第二項の項の次に次のように加える。

第9条の13第1項	年少射撃資格の認定
第9条の14第1項	年少射撃資格講習会の開催
第9条の14第2項	年少射撃資格講習修了証明書の交付

別表第一の四十三の表第十七条の三の項の次に次のように加える。

第28条の2第1項	猟銃安全指導委員の委嘱
第28条の2第3項	猟銃安全指導委員への情報の提供
第28条の2第6項	猟銃安全指導委員研修の実施
第28条の2第7項	猟銃安全指導委員の解嘱

別表第一の四十四の表第五条の七第二項の項の次に次のように加える。

第2条第3号	試験研究施設の構造設備の条件の認定
--------	-------------------

別表第一の四十四の表第五条の七第二項の項の項中「第5条の7第2項」を「第17条第2項」及び「講習会」を「猟銃等講習会」とし、更に「回覧中

「第5条の8 第5条の10第1項	」	「第18条 第20条第1項	」
---------------------	---	------------------	---

二項の項を次のように改める。

第20条第1項	年少射撃資格講習会の開催日時等の公表
---------	--------------------

別表第一の四十四の表に次のように加える。

第30条	年少射撃資格講習における考查
------	----------------

別表第一の四十五の表中

「第2条第2項 第2条第3項 第2条第4項 第3条第2項 第3条第3項	」	「第4条第2項 第4条第3項 第4条第4項 第6条第2項 第6条第3項	」
---	---	---	---

を「改め、同表第二條第五項

の項を次のように改める。

第10条第1項第2号	必要な知識経験を有する医師の認定
------------	------------------

別表第一の四十五の表第三條第五項の項の次に次のように加える。

第12条第2項 〔準用〕 第43条第2項	推薦取消しの通知の受理
----------------------------	-------------

別表第一の四十五の表第六條の四の項中「第6条の4」を「第20条」とし、更に「回覧の次に次のように加える。」

第26条	技能講習受講申込書の受理
------	--------------

別表第一の四十五の表中

「第11条の7 第11条の8 第11条の12 〔準用〕 第11条の24 第11条の16 〔準用〕 第11条の28 第11条の19第2項 〔準用〕 第11条の32	」	「第14条 第45条 第50条 〔準用〕 第64条 第54条 〔準用〕 第88条 第58条第2項 〔準用〕 第72条	」
--	---	--	---

を「改め、同表第十一條の十

九第二項〔準用〕第十一條の三十一の項の次に次のように加える。

第81条	年少射撃資格講習受講申込書の受理
------	------------------

別表第一の四十五の表第十四條第一項の項中「第14条第1項」を「第91条第1項」と

改め、回表第十四条第二項の項中「第14条第2項」を「第91条第2項」に、「記載事項」を「の記載事項」に改め、回表中

「第14条第3項	「第91条第3項
第16条の4第2項	第101条第2項
第16条の4第3項	第101条第3項
第16条の4第4項	第101条第4項

改め、回表第十七条の二に「第103条第3項（準用）第104条第2項」を「第17条の2第3項（準用）第17条の3第2項」に改め、回表中

「第17条の2第4項（準用）第17条の3第2項	「第103条第4項（準用）第104条第2項
第17条の2第5項（準用）第17条の3第2項	第103条第5項（準用）第104条第2項
第28条	第117条

別表第一中八十六の表を八十七の表とし、四十七の表から八十五の表までを一表として並び、四十六の表の次に次の一表を加える。

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第2条第1項	猟銃安全指導委員の活動区域の設定
第2条第2項	関係者への周知の措置
第8条	解囑理由の通知及び弁明の機会の付与

別表第二の十九の表第四条の二第一項（準用）第五条の四第三項、第六条第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項の項の次に次のように加える。

第4条の3第1項（準用）第7条の3第3項	認知機能検査の実施
第4条の3第2項（準用）第7条の3第3項	
指定する医師の受診命令及び当該医師の診断書の提出命令	

別表第二の十九の表中

「第4条の3第1項	「第4条の4第1項
第4条の3第2項	第4条の4第2項

改め、回表第五条の三第三項（準用）第五条の四第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項の項を次のように改める。

第5条の3第3項（準用）第5条の4第3項、第5条の5第3項、第9条の10第3項、第9条の14第3項	技能講習修了証明書（技能検定合格証明書、技能講習修了証明書、講習修了証明書）の亡失等の届出の受理及び書換え又は再交付
---	--

別表第二の十九の表第五条の三第三項（準用）第五条の四第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項の項の次に次のように加える。

第5条の5第2項	技能講習修了証明書の交付
----------	--------------

別表第二の十九の表第七条第二項の項中「第7条第2項」を「第7条第2項（準用）第9条の13第3項」に改め、回表第九条の十二第三項の項の次に次のように加える。

第9条の13第2項	年少射撃資格認定証の交付
第9条の15第2項において準用する第8条第2項、第9条の15第3項において準用する第8条第4項	返納に係る年少射撃資格認定証の受領

別表第二の十九の表第十条の六第一項の項中「銃砲」を「銃砲及び実包等」に改め、回表中

「第11条第6項・第7項	「第11条第7項・第8項
第11条第8項・第9項	第11条第9項・第10項
に改め、回表第二十七條の二第11條の項の次に次のように加える。	
第28条の2第3項	猟銃安全指導委員への情報の提供

第28条の2第6項 猟銃安全指導委員研修の実施

第21条第1項 技能講習の実施日時等の通知

第21条第1項 技能講習の実施日時等の通知

第21条第1項 技能講習の実施日時等の通知

第6条第2項	第24条第2項
第7条の3	第35条

第6条第2項 第7条の3

21 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則

根拠条項	事務の内容
第5条第2項	人命救助等に従事する者届出済証明書の交付
第6条第3項 (準用) 第5条第3項	使用人届出書(人命救助等に従事する者届出書)の記載事項の変更の届出の受理
第6条第5項 (準用) 第5条第3項	使用人届出済証明書(人命救助等に従事する者届出済証明書)の亡失等の届出の受理
第17条	確認のための銃砲刀剣類の受領
第18条	打刻命令書の交付
第22条 (準用) 第25条 第29条 第36条 第56条 第70条 第83条	講習修了証明書再交付等申請書(技能検定合格証明書再交付等申請書、技能講習修了証明書再交付等申請書、教習資格認定証再交付等申請書、練習資格認定証再交付等申請書、年少射撃資格講習修了証明書再交付等申請書)の受理
第30条	許可期間延長申請書の受領
第33条第1項 (準用) 第79条	銃砲刀剣類所持許可証書換申請書(年少射撃資格認定証書換申請書)の受理
第34条	銃砲刀剣類所持許可証再交付申請書の受理
第36条第1項	新たな許可証の交付
第37条	銃砲刀剣類所持許可証等返納届出書の受理
第38条第1項	許可事項抹消申請書の受理
第40条第1項	銃砲刀剣類返還申請書の受理

第75条	年少射撃資格認定申請書の受理
第80条	年少射撃資格認定証再交付申請書の受理
第89条	立入検査の通告
第95条	使用実績報告書の受理
第117条	台帳への記載及びその整理

第22 猟銃安全指導委員規則

山口県公安委員会告示第六十二号

根拠条項	事務の内容
第2条第2項	関係者への周知の措置

山口県公安委員会告示第六十二号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二十二条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十一年十一月四日

山口県公安委員会

- 一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員
 - 種別 級 受検定員
 - 警備品運搬警備業務 一級 二十名
- 二 検定の日時及び場所
 - 日 時 場
 - 平成二一、三、六 午前九時から午後五時 山口市下保下郷一四五九番地
山口県警察学校
- 三 受検資格
 - 山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの(以下「県外在住警備員」といふ。)であつて、次のいずれかに該当する者であること。
 - (一) 警備品運搬警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつ

て、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

四 (二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
検定申請書の受付期間及び時間

平成二十二年一月十八日(月曜日)から同月二十二日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面

2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

3 三の(一)に該当する者にあつては、貴重品運搬警備業務二級の検定に係る合格証明書
の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書

4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万六千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇一〇内線三〇一八)にすること。